

# 給与費明細書

## 1 特別職

(単位:円)

区分	職員数 (人)	給			
		報酬	給料	期末手当 (年間支給率)	
本年度	長等	4	0	42,085,200	19,876,506 (3.43)月分
	議員	47	339,006,647	0	141,817,723 (3.43)月分
	その他の特別職	5,629	4,076,628,645	0	0
	計	5,680	4,415,635,292	42,085,200	161,694,229
前年度	長等	4	0	43,056,000	19,887,900 (3.43)月分
	議員	47	350,719,067	0	145,336,342 (3.43)月分
	その他の特別職	4,241	3,990,023,277	0	0
	計	4,292	4,340,742,344	43,056,000	165,224,242
比較	長等	0	0	△ 970,800	△ 11,394
	議員	0	△ 11,712,420	0	△ 3,518,619
	その他の特別職	1,388	86,605,368	0	0
	計	1,388	74,892,948	△ 970,800	△ 3,530,013

与	費		共済費	合計	
	地域手当	その他の手当			計
	6,102,350	5,357,236	73,421,292	8,804,671	82,225,963
	0	0	480,824,370	175,629,600	656,453,970
	0	0	4,076,628,645	441,128,034	4,517,756,679
	6,102,350	5,357,236	4,630,874,307	625,562,305	5,256,436,612
	6,243,120	294,780	69,481,800	9,058,957	78,540,757
	0	0	496,055,409	194,918,400	690,973,809
	0	0	3,990,023,277	417,368,686	4,407,391,963
	6,243,120	294,780	4,555,560,486	621,346,043	5,176,906,529
	△ 140,770	5,062,456	3,939,492	△ 254,286	3,685,206
	0	0	△ 15,231,039	△ 19,288,800	△ 34,519,839
	0	0	86,605,368	23,759,348	110,364,716
	△ 140,770	5,062,456	75,313,821	4,216,262	79,530,083

資料5

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与	
		給料	職員手当等
本年度	3,418 (315)	13,291,247,222 (714,019,141)	13,846,224,383 (361,046,007)
前年度	3,486 (331)	13,633,747,354 (749,174,885)	14,232,992,902 (372,190,705)
比較	△ 68 (△16)	△ 342,500,132 (△35,155,744)	△ 386,768,519 (△11,144,698)

(単位:円)

費計	共済費	合計	備考
27,866,740,256 (1,121,365,590)	4,643,799,130 (171,541,275)	32,510,539,386 (1,292,906,865)	
△ 729,268,651 (△46,300,442)	△ 164,813,025 (△9,399,051)	△ 894,081,676 (△55,699,493)	

職員手当等	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当
	本年度	232,643,347 (0)	2,461,438,070 (130,013,498)	3,615,032,907 (105,566,348)	1,914,712,946 (48,781,390)
	前年度	240,894,636 (0)	2,522,879,658 (135,919,545)	3,698,644,439 (109,804,525)	1,953,579,688 (50,680,834)
	比較	△ 8,251,289 (0)	△ 61,441,588 (△5,906,047)	△ 83,611,532 (△4,238,177)	△ 38,866,742 (△1,899,444)

管理職手当	通勤手当	初任給調整手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
152,700,869 (8,280,000)	411,874,697 (40,317,232)	10,845,643 (0)	40,171,110 (1,806,140)	1,390,828,661 (21,290,814)
145,057,600 (7,467,200)	424,332,033 (41,565,408)	13,211,256 (0)	40,924,320 (2,001,860)	1,226,455,094 (19,105,511)
7,643,269 (812,800)	△ 12,457,336 (△1,248,176)	△ 2,365,613 (0)	△ 753,210 (△195,720)	164,373,567 (2,185,303)

の内訳	区分	休日給夜勤手当	宿日直手当	退職手当	住居手当
	本年度	110,079,941 (4,990,585)	4,487,200 (0)	3,143,790,882 (0)	215,213,140 (0)
	前年度	104,623,126 (5,645,822)	4,487,200 (0)	3,495,510,329 (0)	218,971,103 (0)
	比較	5,456,815 (△655,237)	0 (0)	△ 351,719,447 (0)	△ 3,757,963 (0)

児童手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	義務教育等教員特別手当	子ども手当
133,405,000 (0)	651,000 (0)	2,355,000 (0)	5,993,970 (0)	0 (0)
111,360,000 (0)	876,000 (0)	897,000 (0)	6,044,420 (0)	24,245,000 (0)
22,045,000 (0)	△ 225,000 (0)	1,458,000 (0)	△ 50,450 (0)	△ 24,245,000 (0)

※( )内は再任用短時間職員で、外書きである。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位:円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	△ 377,655,876	給与改定に伴う増減分	△ 5,356,125
		昇給に伴う増減分	166,836,420
		その他の増減分	△ 539,136,171
職員手当等	△ 397,913,217	その他の増減分	△ 397,913,217

説 明	備 考
	給与改定率 △0.14%
平均昇給率 1.26%	昇給職員数 4月 3,210人
実績による減	
実績による減	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与			
区 分		行政職(一)	行政職(二)
平成26年3月1日現在	平均給料月額	327,698 円	307,593 円
	平均給与月額	444,767 円	406,233 円
	平均年齢	44 歳	49 歳
平成25年3月1日現在	平均給料月額	331,543 円	306,171 円
	平均給与月額	444,066 円	400,347 円
	平均年齢	44 歳	49 歳
イ 初任給			
(杉並区)			
区 分	行政職(一)	医療職(一)	医療職(二)
高 校 卒	Ⅲ類 143,000		
短 大 卒	Ⅱ類 157,300		159,300
大 学 卒	Ⅰ類 181,200	226,900	182,300
(国)			
区 分	行政職(一)	医療職(一)	医療職(二)
高 校 卒	Ⅲ種 140,100		
短 大 卒			156,000
大 学 卒	Ⅰ種 181,200	237,700	178,200

医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	教 育 職
500,350 円	354,799 円	329,548 円	272,020 円
868,827 円	459,353 円	428,078 円	341,739 円
52 歳	49 歳	45 歳	34 歳
433,830 円	349,420 円	328,858 円	273,799 円
737,779 円	455,610 円	427,337 円	341,159 円
49 歳	48 歳	44 歳	33 歳

  

(単位:円)		
医療職(三)	幼稚園教育職	学校教育職
175,000	175,700	178,100
187,500	193,000	195,600

  

医療職(三)
180,500
201,100

ウ 級別職員数						
区分	行政職(一)		行政職(二)		医療	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	
平成26年3月1日 現在	8級	34 (4)人	1.3 (1.8)%	— 人	— %	— 人
	7級	14 (0)	0.5 (0.0)	—	—	—
	6級	54 (6)	2.1 (2.8)	—	—	—
	5級	171 (1)	6.5 (0.5)	—	—	—
	4級	768 (31)	29.3 (14.3)	4 (0)	0.8 (0.0)	—
	3級	947 (171)	36.1 (78.8)	76 (0)	16.0 (0.0)	2 (0)
	2級	436 (4)	16.6 (1.8)	308 (76)	64.9 (88.4)	4 (0)
	1級	200 (0)	7.6 (0.0)	87 (10)	18.3 (11.6)	0 (0)
	計	2,624 (217)	100.0 (100.0)	475 (86)	100.0 (100.0)	6 (0)
平成25年3月1日 現在	8級	32 (1)人	1.2 (0.5)%	— 人	— %	— 人
	7級	15 (0)	0.6 (0.0)	—	—	—
	6級	53 (9)	2.0 (4.3)	—	—	—
	5級	187 (1)	7.0 (0.5)	—	—	—
	4級	837 (29)	31.6 (13.7)	4 (0)	0.8 (0.0)	—
	3級	928 (167)	35.0 (79.1)	87 (0)	17.2 (0.0)	2 (0)
	2級	397 (4)	15.0 (1.9)	295 (90)	58.3 (84.1)	4 (0)
	1級	200 (0)	7.6 (0.0)	120 (17)	23.7 (15.9)	3 (0)
	計	2,649 (211)	100.0 (100.0)	506 (107)	100.0 (100.0)	9 (0)

※( )内は再任用短時間職員で、外書きである。

(一般行政職の標準的な級別職務内容)

職務の級	標準的な職務
8 級	1. 部長の職務 2. 重要な業務を所掌する統括課長の職務
7 級	1. 統括課長の職務 2. 極めて困難な業務を分掌する課長の職務
6 級	課長の職務
5 級	1. 総括係長の職務 2. 困難な業務を処理する係長、担当係長又は主査の職務

職(一)	医療職(二)		医療職(三)		教育職	
	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数
— %	— 人	— %	— 人	— %	— 人	— %
—	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (0)	1.0 (0.0)	—	—
—	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (1)	1.0 (12.5)	2 (0)	1.3 (0.0)
—	2 (0)	4.9 (0.0)	5 (0)	5.1 (0.0)	3 (0)	1.9 (0.0)
—	21 (0)	51.2 (0.0)	27 (0)	27.6 (0.0)	3 (0)	1.9 (0.0)
33.3 (0.0)	15 (2)	36.6 (100.0)	45 (7)	45.9 (87.5)	6 (0)	3.8 (0.0)
66.7 (0.0)	3 (0)	7.3 (0.0)	13 (0)	13.3 (0.0)	134 (0)	84.3 (0.0)
(0.0) (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	6 (0)	6.1 (0.0)	11 (0)	6.8 (0.0)
100.0 (0.0)	41 (2)	100.0 (100.0)	98 (8)	100.0 (100.0)	159 (0)	100.0 (0.0)
— %	— 人	— %	— 人	— %	— 人	— %
—	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	—	—
—	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (1)	2.0 (20.0)	2 (0)	1.2 (0.0)
—	2 (0)	4.7 (0.0)	4 (0)	4.0 (0.0)	2 (0)	1.2 (0.0)
—	21 (0)	48.8 (0.0)	30 (0)	30.3 (0.0)	1 (0)	0.6 (0.0)
22.2 (0.0)	17 (4)	39.5 (80.0)	39 (4)	39.4 (80.0)	6 (0)	3.6 (0.0)
44.5 (0.0)	3 (1)	7.0 (20.0)	18 (0)	18.2 (0.0)	138 (0)	82.1 (0.0)
33.3 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	6 (0)	6.1 (0.0)	19 (0)	11.3 (0.0)
100.0 (0.0)	43 (5)	100.0 (100.0)	99 (5)	100.0 (100.0)	168 (0)	100.0 (0.0)

職務の級	標準的な職務
4 級	1. 係長、担当係長又は主査の職務 2. 特に高度の知識又は経験を必要とする主任主事の職務
3 級	1. 主任主事の職務 2. 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	2級から9級までの職務の級に属さない職員の職務

エ 昇給					
区 分		合 計	行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職 員 数	3,417 人	2,653 人	475 人	
	成 績 昇 給	1 号 加 算	989	792	117
		2 号 加 算	122	105	12
	遠 隔 地 昇 給	0	0	0	
	昇 任 時 昇 給	管理職昇任	0	0	0
	採 用 時 調 整	1 号 加 算	64	61	0
		2 号 加 算	8	0	0
		3 号 加 算	44	44	0
		4 号 加 算	0	0	0
	5 号 加 算	11	11	0	
合 計		1,238	1,013	129	
前 年 度	職 員 数	3,485 人	2,679 人	509 人	
	成 績 昇 給	1 号 加 算	1,038	818	144
		2 号 加 算	135	119	11
	遠 隔 地 昇 給	0	0	0	
	昇 任 時 昇 給	管理職昇任	0	0	0
	採 用 時 調 整	1 号 加 算	25	23	0
		2 号 加 算	3	0	0
		3 号 加 算	38	38	0
		4 号 加 算	3	3	0
	5 号 加 算	7	7	0	
合 計		1,249	1,008	155	

医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	教 育 職
7 人	41 人	98 人	143 人
2	7	40	31
0	0	4	1
0	0	0	0
0	0	0	0
0	3	0	0
1	2	0	5
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3	12	44	37
9 人	43 人	100 人	145 人
1	9	34	32
0	3	2	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	1	1	0
0	0	3	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
1	13	40	32

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			
	6 月(月分)	12 月(月分)	3 月(月分)	
本 年 度	一般職員	1.825	1.875	0.25
	管理職員	1.825	1.875	0.25
	(一般職員)	(0.975)	(1.025)	(0.10)
	(管理職員)	(0.975)	(1.025)	(0.10)
前 年 度	一般職員	1.825	1.875	0.25
	管理職員	1.825	1.875	0.25
	(一般職員)	(0.975)	(1.025)	(0.10)
	(管理職員)	(0.975)	(1.025)	(0.10)
都 の 制 度	1.90	2.05	—	
国 の 制 度	1.90	2.05	—	

支給率計 (月分)	職制上の段階 職務の級等による加算措置	備 考
3.95	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分
3.95		管理職員 期末手当 2.20月分 勤勉手当 1.75月分
(2.10)		(一般職員 期末手当 1.45月分 勤勉手当 0.65月分)
(2.10)		(管理職員 期末手当 1.25月分 勤勉手当 0.85月分)
3.95	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分
3.95		管理職員 期末手当 2.20月分 勤勉手当 1.75月分
(2.10)		(一般職員 期末手当 1.45月分 勤勉手当 0.65月分)
(2.10)		(管理職員 期末手当 1.25月分 勤勉手当 0.85月分)
3.95	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分
3.95	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 特定管理職員 期末手当 2.20月分 勤勉手当 1.75月分

※( )内は再任用短時間職員に係る支給率である。

カ 退職手当の支給率等					
区 分		基本額の支給率			
		20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
区 (支給率等)	普通	22.33	31.33	46.91	47.08
	定年(勸奨)	30.83	40.41	55.98	55.98
国の制度 (支給率等)	普通	21.62	30.82	43.70	52.44
	定年(勸奨)	27.025	36.57	52.44	52.44

調整額	その他
退職前20年度間の職務・職責に応じて定める調整額を基本額に加算	平成25年4月1日～平成26年3月31日までの間の支給率 (本則は平成27年4月1日より施行)
上に同じ	平成25年4月1日～平成26年3月31日までの間の支給率 (本則は平成27年4月1日より施行)
職務・職責に応じて定める調整月額のうち、額の多いものから60月分を基本額に加算	平成25年11月1日～平成26年6月30日までの間の支給率
上に同じ	平成25年11月1日～平成26年6月30日までの間の支給率

キ 地域手当の支給率等	
地 域	支 給 率
区	支 給 対 象 職 員 数
	国の指定基準に基づく支給率(本則値)

1級地 (特別区)	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地
18%	-	-	-	-	-
3,417人	-	-	-	-	-
18%	15%	12%	10%	6%	3%

ク 特殊勤務手当				
区 分	全職種	行政職(一)	行政職(二)	医療職(一)
給料総額に対する比率	0.3%	0.0%	2.0%	0.0%
支給対象職員の比率	9.8%	3.6%	46.5%	1.2%

(代表的な特殊勤務手当の名称)

- 支給額(上位5位まで)
  - 1 清掃業務手当
  - 2 福祉事務所等業務手当
  - 3 教員特殊業務手当(部活動指導業務)
  - 4 放射線業務手当
  - 5 教員特殊業務手当(修学旅行等指導業務)

医療職(二)	医療職(三)	教育職
0.2%	0.0%	0.1%
11.5%	5.5%	5.5%

- 支給人員(上位5位まで)
  - 1 清掃業務手当
  - 2 福祉事務所等業務手当
  - 3 取締・指導等業務手当(違反建築取締)
  - 4 有害薬物取扱手当
  - 5 教員特殊業務手当(部活動指導業務)

ケ その他の手当			
区分	区	都	
扶養手当	配偶者及び配偶者を欠く第1子 その他の扶養親族	13,700円 各5,500円	配偶者及び配偶者を欠く第1子 その他の扶養親族
	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、4,000円加算(配偶者を欠く第1子を除く)		満15歳に達する日後の最初の以後の最初の3月31日までの円加算(配偶者を欠く第1子を
	扶養認定限度額	1,400,000円	扶養認定限度額
住居手当	1. 世帯主(準ずる者を含む)である者 扶養親族 有 8,800円 扶養親族 無 8,300円		1. 世帯主等のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住15,000円以上の家賃を支払
	2. 単身赴任手当を支給される者で、配偶者等が現に居住する住居に同居するときには世帯主(準ずる者を含む)となる者 扶養親族 有 4,400円 扶養親族 無 4,100円		2. 単身赴任手当受給者である日以後の最初の3月31日居住するための住宅を借り受を支払っている者
通勤手当	1. 交通機関利用者の運賃相当額 ただし、異動等に伴い、新幹線を利用しなければ通勤が困難となる場合は、特別料金等の1/2(20,000円を限度)を加算	限度額 55,000円	1. 交通機関利用者の運賃相当額 ただし、異動等に伴い、新幹線等を利用しなければ通勤が困難となる場合は、特別料金等の
	2. 交通用具利用者 5km未満 2,600円 5km以上10km未満 3,000円 10km以上15km未満 5,000円 15km以上20km未満 7,000円 20km以上25km未満 9,000円 25km以上35km未満 11,000円 35km以上 13,000円		2. 交通用具利用者 5km未満 2,600円 5km以上10km未満 3,000円 10km以上15km未満 5,000円 15km以上20km未満 7,000円 20km以上25km未満 9,000円 25km以上35km未満 11,000円 以下省略

		国	
子	13,500円 各6,000円	配偶者 その他の扶養親族 (ただし、配偶者を欠く扶養親族1人については11,000円) 満15歳に達する日以後最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、5,000円加算	13,000円 各6,500円
	4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、4,000円除く)		
	1,400,000円	扶養認定限度額	1,300,000円
する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住15,000円以上の家賃を支払っている者	15,000円	1. 月額12,000円を超える家賃を支払っている者 家賃月額23,000円以下の者 家賃月額より12,000円を控除した額 家賃月額23,000円を超える者 家賃月額より23,000円を控除した額の1/2(16,000円を限度)を11,000円に加算した額	
世帯主等のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で配偶者が、月額15,000円以上の家賃を支払っている者	7,500円	2. 単身赴任手当を支給されている者で、配偶者等が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている者 上記1により算出した額の1/2に相当する額	
額	限度額 55,000円	1. 交通機関利用者の運賃相当額 ただし、異動等に伴い、新幹線等を利用しなければ通勤が困難となる場合は、特別料金等の1/2(20,000円を限度)を加算	限度額 55,000円
	5km未満 2,600円 5km以上10km未満 3,000円 10km以上15km未満 5,000円 15km以上20km未満 7,000円 20km以上25km未満 9,000円 25km以上35km未満 11,000円 以下省略	2. 交通用具利用者 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 11,300円 25km以上30km未満 13,700円 以下省略	